

令和3年5月31日
株式会社イスコ

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法(第23条第5項)に基づき、下記の情報を提供いたします。

■労働者派遣事業に係る情報提供

派遣労働者数	3名
派遣先の数	2社
派遣料金平均額(8時間当たり)	28,725円
派遣労働者の平均賃金(8時間当たり)	16,188円
マージン率	43.6%
キャリアコンサルティング窓口	相談窓口 : 営業グループ 連絡先 : 03-5823-5561
教育訓練に関する事項	・社会人研修/社会人としての心構えやビジネスマナーなどの教育 ・基礎プログラミング/パソコンの使い方からプログラミングの仕組みを教育訓練 ・個別プログラミング 基礎/各言語の基礎知識学習 応用/他プラットフォームやデータベース、Webサーバーとの連携など ・リーダー研修/システム技術者のチームリーダーが主に何をすべきか等の教育訓練

・マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

・福利厚生に関する事項:年次有給休暇・定期健康診断・企業年金積立・退職金共済等

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結の有無 : 締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先でソフトウェアの作成および他に分類されない技術者としての業務に従事する社員
- ・労使協定の有効期間 : 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで